

令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務プロポーザル実施要領

1 目的

富士市の子育て支援に関する制度・サービスについて、市民に分かりやすく提供するため、子育てに関する情報をまとめた富士市子育て支援冊子（以下「子育て冊子」という。）を作成する。

子育て冊子の作成に当たっては、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、プロポーザルにより選定された事業者が募集する広告を掲載することにより、作成業務に係る一切の費用を事業者の負担とともに、事業者の持つノウハウを活用して、市民に分かりやすい構成及びデザインとするため、官民協働事業として実施するもの。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務

(2) 履行期間

協定締結の日から令和8年5月29日まで

(3) 業務内容

「令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行に関する仕様書」のとおり

(4) 支払限度額 0円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 選定方法 公募型プロポーザル方式

4 担当課（問合せ先）

郵便番号 〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

富士市役所 こども未来部 こども未来課（担当：相磯・大塚）

電話番号 0545-55-2837（直通）

FAX番号 0545-55-2956

メールアドレス kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 富士市内に事務所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者

い者であること。

- (4) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

6 公募開始から契約締結までの日程

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

No.	項目	実施日	備考
1	公告	令和8年1月6日（火）	富士市ウェブサイトへの掲載
2	質問書提出期限	令和8年1月9日（金）	電子メールのみ受付
3	質問回答の公表	令和8年1月14日（水）	富士市ウェブサイトへの掲載
4	参加表明書及び参加資格確認書類提出期限	令和8年1月16日（金）	持参又は郵送による提出
5	参加資格確認結果通知	令和8年1月20日（火）	電子メールによる通知
6	企画提案書等に関する質問書提出期限	令和8年1月29日（木）	電子メールのみ受付
7	企画提案書等に関する質問回答の公表	令和8年2月2日（月）	富士市ウェブサイトへの掲載
8	企画提案書等提出期限	令和8年2月5日（木）	持参又は郵送による提出

9	プロポーザル参加辞退届の提出期限	令和8年2月5日（木）	持参又は郵送による提出
10	プレゼンテーション	令和8年2月10日（火） ※参加表明及び企画書提出事業者が1者のみの場合、プレゼンテーションは実施しない	
11	優先交渉権者特定等結果通知	令和8年2月17日（火）	電子メールによる通知及び富士市ウェブサイトへの掲載
12	契約	令和8年2月下旬	

7 参加表明に係る質問の受付及び回答

本プロポーザル参加表明に係る質問及び回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月9日（金）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「参加表明に関する質問書(様式-1)に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp
電話番号 0545-55-2837（直通）
- (3) 質問回答日 令和8年1月14日（水）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務プロポーザル実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 参加表明書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年1月6日（火）から令和8年1月16日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所こども未来部こども未来課（市庁舎5階北側）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	様式	提出部数
1	プロポーザル参加表明書	様式-2	1部
2	法人概要書	任意様式	1部
3	法人等の過去3年間（令和4年～令和6年）の主な同種又は類似業務実績表	任意様式	1部

4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	—	1部
5	納税証明書（国税）（その3の3）	—	1部
6	市税完納証明書	—	1部

9 参加資格要件の審査結果通知

プロポーザル参加表明書、会社概要書、法人等の過去3年間（令和4年～令和6年）の主な同種又は類似業務実績表等で参加資格要件を満たすと認めた参加表明者については、本プロポーザルの「参加資格者」である旨の結果を令和8年1月20日（火）に参加表明者全員に電子メールで「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式-3）」により通知する。

参加資格者として選定されなかった理由の説明を求める場合、「プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式-3）」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意書式）にて行うものとし、請求に対する対応は、書面にて回答するものとする。

10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期間 令和8年1月21日（水）から令和8年2月5日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 提出先 富士市役所こども未来部こども未来課（市庁舎5階北側）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）
- (4) 提出書類 指定の様式による

No.	提出書類	提出部数	様式
1	企画提案書	8部	任意様式

(5) 留意事項

- ア 企画提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- イ 企画提案書の内容は、企画提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- ウ 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- エ 書類の作成に用いる言語は日本語とし、企画提案書等の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けること。
- オ 審査委員が、特段の専門知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成すること。
なお、やむを得ず専門用語を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、審査委員が理解しやすいものとすること。
- カ 文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。

11 企画提案書等提出に関する質問の受付及び回答

企画提案書及び仕様書等に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は、受け付けないものとする。

- (1) 受付期間 令和8年1月21日（水）から令和8年1月29日（木）まで（最終日は、午後3時までとする。）
- (2) 受付方法 「企画提案書等提出に関する質問書（様式-4）」に記入の上、電子メールで送付すること。また、質問書を送信した場合は、事務局へ電話にてその旨連絡すること。なお、電子メール以外での質問は一切受け付けないものとする。
メールアドレス kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp
- (3) 質問回答日 令和8年2月2日（月）
- (4) 回答方法 富士市ウェブサイトに掲載する。
- (5) その他 質問に対する回答内容は、本要領の追加または修正として取り扱うものとする

12 プロポーザル参加辞退届の提出

参加表明をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、下記のとおり「プロポーザル参加辞退届（様式-5）」を持参又は郵送にて提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年2月5日（木）午後3時
- (2) 提出先 富士市役所こども未来部こども未来課（市庁舎5階北側）
- (3) 提出方法 持参（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

13 プレゼンテーション

- (1) 日 時 令和8年2月10日（火）詳細の時間は、別途通知する。
- (2) 実施場所 富士市永田町1丁目100番地 市庁舎5階 第三会議室
- (3) 所要時間 企画提案者当たり30分以内とする。
(提案者からの説明20分、質疑応答10分)
- (4) その他
 - ア プレゼンテーション及びヒアリングの際、出席者は、名札を着用すること。
 - イ 説明は提出資料のみを用い、追加資料の持込みは認めない。
 - ウ プレゼンテーションに当たって機器（パソコン及びプロジェクター等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、スクリーン及びホワイトボードは、本市で用意する。
 - エ 必要機器のセッティング及び片付けの時間は、提案者からの説明（20分）に含めるものとする。
 - オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

※参加表明及び企画提案書の提出が1者のみの場合、プレゼンテーションは行わない。

14 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションに対する評価項目及び評価基準（配点 100 点）は、下記のとおりとする。なお見積書及び内訳書の内容は、評価の対象としない。

評価項目	評価の着眼点（評価基準）	配点
基本姿勢	当市の本事業への基本的な考え方や方針を理解している。	10 点
	当市における子育ての特色を考察し、「こどもまんなか」の理念や当市が重点施策として取り組む子ども・子育て施策の PR ができ、当市での子育てに前向きな機運の醸成を図る提案となっている。	10 点
レイアウト デザイン	誌面のレイアウトについて、写真やイラストを用いるなど、読みやすくする工夫がなされている。	10 点
	表紙のデザインについて、市民が親しみやすいものとなっている。	5 点
	冊子の構成が明確に示されている。	5 点
	マップについて、情報を読み取りやすいデザインになっている。	5 点
内容の充実に 向けた取組	仕様書に提示した基準を上回る提案など、冊子内容等の充実を図る提案がなされている。	10 点
	当市が前年に発行した子育てガイドについての検討を行い、改善点を明確に示している。	5 点
	市民や民間企業を巻き込んだ冊子となるような提案がなされている。	10 点
広告の掲載	当市の「広告掲載に関する指針」を理解した提案となっている。	5 点
	協賛企業への営業方法について明確に示されている。	5 点
活用	子育て冊子の効果的な活用方法についての提案がなされている。	10 点
事業実現性等	納品までのスケジュールが明確に示されている。	5 点
	必要な企画力、人員配置、業務遂行能力を有している。	5 点
合計 (A)		100 点

15 審査及び優先交渉権者の特定等

(1) 審査方法等

- ア 企画提案書の審査は、審査委員会で行う。
- イ 提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングにより、審査委員が、本要領 14 で定める「評価項目及び評価基準」に基づき得点を付け、審査委員全員の合計点が最も高い企画提案者を優先交渉権者とし、2 位の者を次点者として特定する。
- ウ 本要領 5 に定める「参加資格」及び本要領 10 に定める内容を満たさない企画提案書は失格とする。
- エ 同一点数が 2 者以上となった場合は、審査委員会の審議にて上位を決定し、次点者についても同様とする。
- オ 適切な提案がない場合（評価項目及び評価基準点の合計点が 60%未満）には、優先交渉権者として特定せず、全者において適切な提案がない場合は、プロポーザルの手続きを中止することがある。

(2) 審査結果の公表

- ア 企画提案者には、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書(様式-6)」を、令

- 和8年2月17日（火）までに電子メールにて送付する。
- イ 審査結果については、優先交渉権者及び次点者を、令和8年2月下旬に富士市ウェブサイトで公表する。
- URL : <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/index.html>
- ウ 審査結果に関する異議申立ては一切受け付けない。
- エ 企画提案者は、審査の経緯及び結果の説明並びに自己の合計点及び順位の開示を求めることができる。この場合、「プロポーザル企画提案書等審査結果通知書(様式-6)」を電子メールで送付した翌日から起算して5営業日以内に書面（任意様式）にて請求するものとし、本市は書面にて回答する。なお、評価内容の開示は一切行わない。

16 契約の締結

(1) 契約交渉

審査の結果、優先交渉権者を特定し、本業務の仕様の協議及び確認等の契約交渉を行う。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ア 優先交渉権者が審査後、本要領5に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。
- イ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ウ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- エ その他の理由により優先交渉権者と本契約の締結が不可能となった場合

(2) 契約締結日 令和8年2月下旬（予定）

17 業務の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、富士市の判断により契約締結時において、優先交渉権者が企画提案書により行った追加提案等の内容を追加又は変更することとする。

また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

18 その他（留意事項）

(1) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等が以下に該当する場合は、無効となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(2) 失格となる企画提案者

- ア 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合は、失格とする。

- イ 企画提案者が以下に該当する場合は、失格とする場合がある。
- (ア) 本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接若しくは間接に求めた場合又は不正な行為をしたと認められる場合
- (イ) その他審査委員会が不適格と認めた場合
- (3) 提出書類の記載内容に関する責任は、企画提案者が負うものとする。
- (4) 書類の作成、提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に係る全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

19 様式一覧【別紙「様式集」参照】

様式番号	様式名	要領の 該当箇所	備考
様式－1	参加表明に関する質問書	要領7	
様式－2	プロポーザル参加表明書	要領8	
任意様式	法人等の過去3年間（令和4年～令和6年）の主な同種又は類似業務実績表	要領8	
様式－3	プロポーザル参加資格確認結果通知書	要領9	
任意様式	企画提案書	要領10	
様式－4	企画提案書等提出に関する質問書	要領11	
様式－5	プロポーザル参加辞退届	要領12	
様式－6	プロポーザル企画提案書等審査結果通知書	要領15	

年　月　日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 (印)
担当者所属
担当者氏名
電話番号
電子メール

参加表明に関する質問書

1 業務名 令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務

上記案件に関する参加表明について、次のとおり質問します。

該当箇所	質問内容

【注】1ページを超える場合は、同書式にて別表としてください。

様式－2

年　月　日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(印)

プロポーザル参加表明書

令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、プロポーザル実施要領に示す参加資格要件のすべてを満たすとともに、本表明書及び下記の添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 提出書類

No.	書類の名称	部数
1	プロポーザル参加表明書	1
2	法人概要書	1
3	法人等の過去3年間（令和4年～令和6年）の 主な同種又は類似業務実績表	1
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1
5	納税証明書（国税）（その3の3）	1
6	市税完納証明書	1

2 担当者連絡先

所在地	
所属部署	
担当者職・氏名	
電話番号	
電子メール	

様式－3

年　月　日

商号又は名称
代表者職・氏名

富士市長

プロポーザル参加資格確認結果通知書

年　月　日付けで参加表明のあった次の業務について、参加資格の結果を下記のとおり通知します

記

- 1 業務名 令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務
- 2 結果

年　月　日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 (印)
担当者所属
担当者氏名
電話番号
電子メール

企画提案書等提出に関する質問書

1 業務名 令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務

上記案件に関する企画提案書等の提出について、次のとおり質問します。

該当箇所	質問内容

【注】1ページを超える場合は、同書式にて別表としてください。

様式－5

年 月 日

(宛先) 富士市長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

(印)

プロポーザル参加辞退届

年 月 日付けて参加表明した令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務プロポーザルについて、参加を辞退したいので届け出ます。

年　月　日

商号又は名称

代表者職・氏名

富士市長

プロポーザル企画提案書等審査結果通知書

年　月　日付けで参加表明のあった令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務プロポーザルの審査結果について、下記のとおり通知します

記

1 業務名 令和8年度版富士市子育て支援冊子官民協働発行業務

2 結果